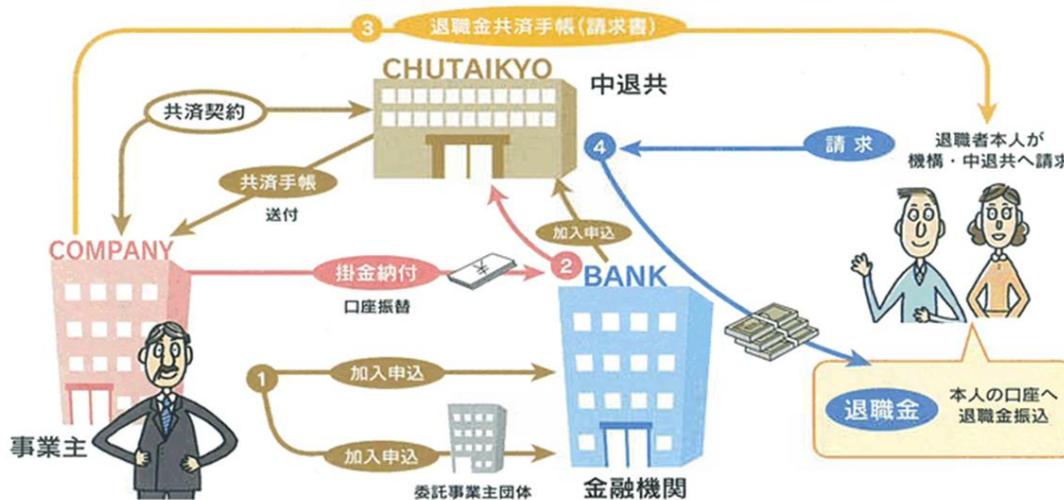


# 中退共 職金 共済制度

## のご案内です

中小企業退職金共済制度（以下、中退共制度）は、独力では退職金制度を設けることが難しい中小企業について、事業主の相互共済の仕組みと国の援助によって退職金制度を設け、中小企業で働く方々の福祉の増進を図り、中小企業の振興に寄与することを目的としています。

また、独立行政法人勤労者退職金共済機構では、毎年10月を「中小企業退職金共済制度の加入促進強化月間」として、厚生労働省等関係省庁の後援、関係機関及び事業主団体等の協力の下、加入促進及び履行確保の推進や制度の周知等に積極的に取り組んでいます。



退職金額	加入できる企業			
<b>掛金月額 10,000円の場合</b> <small>※金額は法令の改正により変わることがあります。</small>	<small>常時雇用する従業員数または資本金の額・出資の総額のいずれかが次の範囲内であれば加入できます。個人企業の場合は、常時雇用する従業員数によります。* 詳細はHPをご覧ください、資料をご請求ください。</small>			
<b>10年後 ▶ 1,265,600円</b>	<b>一般業種</b> 常用従業員数 <b>300人</b> 以下 または 資本金・出資金 <b>3億円</b> 以下	<b>卸売業</b> 常用従業員数 <b>100人</b> 以下 または 資本金・出資金 <b>1億円</b> 以下	<b>サービス業</b> 常用従業員数 <b>100人</b> 以下 または 資本金・出資金 <b>5千万円</b> 以下	<b>小売業</b> 常用従業員数 <b>50人</b> 以下 または 資本金・出資金 <b>5千万円</b> 以下
<b>20年後 ▶ 2,666,600円</b>				
<b>30年後 ▶ 4,213,100円</b>				

## ✚ 中小企業退職金共済制度の加入のメリット

### 掛金の負担軽減措置

中退共制度では、新規加入時には従業員ごとに最高 6 万円を国が減額します。  
(一部除外あり)

### 掛金は損金または必要経費として全額非課税

掛金は損金または必要経費として全額非課税されます。

なお、資本金または出資金が 1 億円を超える法人の法人事業税には、外形標準課税が適用されます。

### 手続きが簡単かつ、きめ細やかなサービス

掛金納付は口座振替で手間がかかりません。従業員ごとの掛金の納付状況や退職金資産額は毎年、事業主にお知らせします。

上記以外にも、掛金の管理・運用が安全であること、中退共制度加入前の勤務期間の通算が最高 10 年の範囲で可能であることといったメリットがございます

## ✚ 特定業種退職金共済（特退共）制度について

建設業、清酒製造業または林業で働く従業員のための、簡単で有利な退職金制度です。

中退共制度のように一社を退職するときに支払われるのではなく、その業界で働くことをやめたときに退職金が支払われる「業界の退職金制度」です。

中退共制度についてのご相談は中退共本部または下記コーナーへ

独立行政法人勤労者退職金共済機構  
**中小企業退職金共済事業本部**

〒170-8055 東京都豊島区東池袋1-24-1  
TEL : 03-6907-1234 FAX : 03-5955-8211



**中退共名古屋コーナー**  
〒461-0004 名古屋市中区栄3-15-31  
(千種第3ビル2F)  
TEL 052-856-8151 FAX 052-856-8155

**中退共大阪コーナー**  
〒550-0011 大阪市西区阿波座1-7-13  
(商工中金阿波座ビル7F)  
TEL 06-6536-1851 FAX 06-6536-1850

	電話受付時間	窓口受付時間
中退共本部	9:00～17:15	9:00～17:00
コーナー	9:00～17:00	9:00～16:30

どちらも土日祝日は除く

ホームページをご覧ください  
中退共

さらにわかりやすい!

動画での詳しい解説もどうぞ  
中退共制度 動画配信中 YouTube

三重労働局雇用環境・均等室  
〒514-8524  
津市島崎長 327 番 2 号  
津第二地方合同庁舎  
電話 059-261-2785